

神戸市総合基本計画策定に係るワークショップ等の企画・運営業務委託仕様書

1 契約の目的

本契約は、神戸市基本構想の実現に向け、幅広い市民等から「2035年の神戸の目指す都市像」についての意見を収集するワークショップ等の企画・運営等を行うことを目的としている。

2 前提

当該ワークショップ等を開催するにあたっては、下記を踏まえたものとする。

- ・市民等が当該ワークショップ等への参画を通じて、市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげることを目指す。あわせて、市民等から「2035年の神戸の目指す都市像」についての意見を収集する。
- ・本市の総合基本計画の1つである基本計画が令和7年度末に改定時期を迎えるため、現在その策定作業を行っている。
- ・神戸市基本構想の実現に向けた「今後10年間の方向性と目指す都市像」について、幅広い市民等と議論・意見交換を行いながら、一緒になって次期「基本計画」の策定を進めていく。
- ・幅広い市民等との議論・意見交換の場として、フォーラム、ワークショップ、出前授業、オープンミーティング及びアンケート等を実施する予定であり、今回は当該事業の一環である。

3 業務内容

当該業務は、予算額500万円を上限として、ワークショップ等を通じて、幅広い市民等が数多く参加し、市政への関心向上や市政参画の機運醸成につなげられるものとする。

具体的な委託業務は下記のとおり。

- ・ワークショップ等の企画

※事前に本市の了承を得ること。

※ワークショップ等の実施方法について、対面の有無、グループワークの有無、自由記述・選択式等の方法は問わないが、インプットから始まり、次の内容は必ず意見を収集すること。

NO	内容
0	インプット（「神戸の置かれている現状・歴史・今後の変化」、市民の意見を基に作成した「今後10年間の取り組みの方向性」についての説明） ※インプット用の資料（データ・動画）は、本市が用意しているため、利用することができる。
1	「2035年の神戸の目指す都市像」はどういうものか考える。

2	1で考えた「2035年の神戸の目指す都市像」と「現在のたたき台」との「共感度合い（点数）」と「よりワクワクさせるために必要なキーワードと共感した点」の意見を収集。 ※「現在のたたき台」は本市が用意している。
3	アンケート

・運営

※ワークショップ等の運営に関する一連の業務（当日までの調整、当日の進行やファシリテーション、当日資料の作成、撮影スタッフや全体管理者の確保、移動手段/保険の手配等）を行う。

※広報用に当日の写真や動画を撮影・編集し（15秒程度）、開催の都度、当市に提出すること。撮影にあたっては、撮影成果を当市の広報に活用することについて、参加者の了承を得ること（オンライン上での開催だったとしても同様。）。

・広報ツールの作成及び広報の実施

・ワークショップ等の報告書の作成

※ワークショップ等で出た意見等を整理し、頻出意見等の分析を行ったうえで報告書を作成（当日の写真や動画データを含むこと。）。

※データを本市に提出すること。

・問い合わせ窓口の設置

・参加者へのアンケートの実施及び集計結果の報告

※アンケート内容は本市から提示を行う。

4 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日（木曜）

5 業務の進捗報告・成果品

（1）業務の進捗に応じて、定期的に本市に対して報告、調整を行うこと。

（2）本市から求めがあった場合は、業務の進捗状況及び検討中の内容等に関して本市に対して報告を行うこと。

（3）本業務の成果品である最終報告を以下のとおり作成し、納品すること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で補正すること。

・電子データ 1式（例：PDF、ワード、エクセルデータ）

電子媒体の提出の際には、データの破損等のエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。

6 納品場所

神戸市企画調整局政策課

7 委託料の支払い

本業務の委託料は、原則、業務終了後に全額を支払う。

8 その他留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。定めのない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。